

福岡県細胞検査士会 細胞検査士養成研修会施行細則

定款第4条5項による細胞検査士養成事業への協力について、本会は福岡県細胞検査士養成研修会を実施するにあたり下記の要領によってこれを行なう。

1、実施規定

- 1) 本研修会は、福岡県臨床細胞学会を主催とし、福岡県細胞検査士会がその運営を行う。
- 2) 実施に当たっては、本細胞検査士会の委嘱による細胞検査士養成研修会運営委員会がこれを実施する。
- 3) 運営委員会は福岡県細胞検査士会事務局内に設置する。
- 4) 運営委員会は、役員ならびに細胞検査士養成研修会講師で構成される。
- 5) 運営委員会は次の項に定める者を役員とする。
 1. 福岡県細胞検査士会 会長
 2. 事務局長（福岡県細胞検査士会 副会長）
 3. 事務局（福岡県細胞検査士会 総務委員長）
 4. 会計（養成研修会専任）
 5. 福岡県細胞検査士会 養成研修会担当理事、学術委員長、広報委員長
- 6) 担当理事は、受講者の募集を行なう。

2、講師の選任・任期ならびに委嘱

- 1) 講師は次の事項に定める条件を満たした者とする。
 1. 日本臨床細胞学会の正会員であること。
 2. 満65歳以下であること。
 3. 病理検査ならびに細胞診業務に直接従事している者とする。
- 2) 講師の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 3) 講師は年1回運営委員会役員会で選任し、細胞検査士会会長が委嘱する。
- 4) 研修会途中で講師に欠員が生じた場合は、原則として他領域の講師が補完する。
- 5) 講師は特定の施設に偏ることなく、福岡県内全体の施設から選出する。

3、会議

1) 運営委員会役員会議

養成研修会開催前に、会長が招集し、下記を決定する。

- ①受講者定数、受講料、受講者
- ②受講場所
- ③研修会開催日時
- ④カリキュラム

2) 運営委員会

全カリキュラム終了後、会長が招集し開催する。

4、施行細則の改正

本細則の改正は運営委員会で協議し、細胞検査士会役員会の承認がなければ改正することができない。

5、附則

本細則は2020年9月14日より施行する。